

地方公共団体における 個人情報保護法施行条例等に関する分析等の 調査結果について

令和6年10月9日



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

1. 個人情報保護法施行条例等に関する分析等の調査概要

令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条による地方公共団体及び地方独立行政法人に係る改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が、令和5年4月1日に施行された。

法の施行に当たり、地方公共団体においては、個人情報の保護に関する条例が定められ、当該条例については、法第167条第1項に基づき個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ届け出られた。

委員会では、上記により各地方公共団体から届出のあった法施行条例及び手数料条例（以下「法施行条例等」という。）の内容等について、以下のとおり分析調査を実施した。

◆ 調査対象

団体数：3,297団体（都道府県：47、市区町村：1,741、一部事務組合・広域連合：1,509）
条例数：3,338条例（令和5年度に委員会に届出がなされた全ての法施行条例等）

◆ 調査内容

① 条例で定める必要のある事項について委託事業者による条文抽出及び分析

- ▶ 開示請求手数料（法第89条第2項）
- ▶ 行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料^{※1}（法第119条第3項）
- ▶ 作成された行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料^{※1}（法第119条第4項）

② 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項について委託事業者による条文抽出及び分析

- ▶ 条例要配慮個人情報^{※2}（法第60条第5項）
- ▶ 情報公開条例との整合^{※3}（法第78条第2項）

③ 法施行条例等の規定に誤りや不備等がある事例について条文抽出及び分析

※1・※2・※3 当該規定を設けた背景等の確認のため、ヒアリングを実施（197団体）

（※1については、都道府県及び指定都市以外で当該規定を設けている団体を中心にヒアリングを実施）

2. 個人情報保護法施行条例等に関する分析等の調査結果

① 条例で定める必要がある事項

◆ 開示請求手数料（法第89条第2項）

（手数料）
法第89条（略）
2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

開示請求手数料については、3,234団体（98.1%）が無料としており、定額を定めたのは63団体（1.9%）であった。

加えて、3,241団体（98.3%）が開示実施手数料や写しを交付する際の複写料、送料等の費用負担を求める規定を定めている。

	団体総数：3,297団体
開示請求手数料を無料としている団体	3,234 (98.1%)
開示請求手数料を定額としている団体	63 (1.9%)
費用負担を求めている団体	3,241 (98.3%)

手数料	団体数
100円未満	0 (0.0%)
100円以上200円未満	0 (0.0%)
200円以上300円未満	9 (0.3%)
300円以上400円未満	49 (1.5%)
400円以上	1 (0.0%)
300円又は200円※	4 (0.1%)

※ 書面による開示請求手数料（300円）に加えオンラインによる請求の場合の手数料（200円）を定めているもの。

2. 個人情報保護法施行条例等に関する分析等の調査結果

① 条例で定める必要がある事項

◆ 行政機関等匿名加工情報の
利用契約締結手数料（法第119条第3項）

◆ 作成された行政機関等匿名加工情報の
利用契約締結手数料（法第119条第4項）

（手数料）

法第119条（略）

- 3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料については、提案募集義務団体（都道府県及び指定都市）67団体の全てと、提案募集任意団体（指定都市を除く市区町村、一部事務組合及び広域連合）3,230団体のうち136団体（4.2%）が規定している。

手数料の額については、ほとんどの団体が政令で定める額と同額と規定している。

法第119条第3項の手数料に関する規定あり203団体（6.2%）

		法第119条第3項の手数料に関する規定あり203団体（6.2%）	
提案募集義務団体 （67団体）	67（100.0%）	都道府県（47団体）	47（100.0%）
		指定都市（20団体）	20（100.0%）
提案募集任意団体 （3,230団体）	136（4.2%）	市区町村（指定都市を除く・1,721団体）	50（2.9%）
		一部事務組合・広域連合（1,509団体）	86（5.7%）

団体数

		団体数
法第119条第3項 （新規に行政機関等匿名加工情報を作成・利用）	政令で定める額と同額	201（99.0%）
	その他	2（1.0%）
法第119条第4項 （既存の行政機関等匿名加工情報を利用）	政令で定める額と同額	200（99.5%）
	その他	1（0.5%）

提案募集任意団体へのヒアリング結果（90団体）

【規定したきっかけ】

- ・都道府県、近隣市町村等が行政機関等匿名加工情報の利用契約手数料を規定した又は規定する予定であった（54団体）
- ・今後の提案募集の実施、提案募集の義務化に備えて（14団体）
- ・旧条例において非識別加工情報の募集を行っていた（2団体）

2. 個人情報保護法施行条例等に関する分析等の調査結果

②必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

◆条例要配慮個人情報 (法第60条第5項)

(定義)

法第60条 (略)

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

条例要配慮個人情報については、69団体(2.1%)が規定している。

内訳は、都道府県が47団体のうち2団体(4.3%)、市区町村(指定都市を除く)が1,721団体のうち46団体(2.7%)、一部事務組合・広域連合が1,509団体のうち21団体(1.4%)となっており、延べ149項目が規定されている。

条例要配慮個人情報の類型は、性自認・性的指向が47件(31.5%)、生活保護受給の有無が35件(23.5%)、特定地域関係が31件(20.8%)、成年被後見人等であることが31件(20.8%)、就学支援情報が1件(0.7%)、その他4件(2.7%)となっている。

	規定あり:69団体(2.1%)
都道府県	2 (4.3%)
指定都市	0 (0.0%)
市区町村(指定都市を除く)	46 (2.7%)
一部事務組合・広域連合	21 (1.4%)

	項目数:149項目
性自認、性的指向	47 (31.5%)
生活保護受給の有無	35 (23.5%)
特定地域関係	31 (20.8%)
成年被後見人等であること	31 (20.8%)
就学支援情報	1 (0.7%)
その他	4 (2.7%)

条例要配慮個人情報規定団体へのヒアリング結果(54団体)

【規定したきっかけ】

- ・都道府県、近隣市町村等が条例要配慮個人情報を規定した又は規定する予定であった(28団体)
- ・庁内各課(個人情報保護担当課を除く)から意見・要望があった(10団体)
- ・旧条例に条例要配慮個人情報に相当する規定があった(8団体)
- ・外部からの要望を受けた(7団体)
- ・首長から意見があった(2団体)

2. 個人情報保護法施行条例等に関する分析等の調査結果

②必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

◆情報公開条例との整合 (法第78条第2項)

(保有個人情報の開示義務)

法第78条 (略)

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」とする。

情報公開条例との整合性を確保する規定については、487団体（14.8%）が規定している。

内訳は、都道府県が47団体のうち13団体（27.7%）、指定都市が20団体のうち9団体（45.0%）、市区町村（指定都市を除く）が1,721団体のうち255団体（14.8%）、一部事務組合・広域連合が1,509団体のうち210団体（13.9%）となっており、延べ553項目が規定されている。

情報公開条例との整合性を図る規定の類型は、条例で開示する情報※¹が363件（65.6%）、条例で不開示とする情報※²が190件（34.4%）となっている。

	規定あり:487団体(14.8%)
都道府県	13 (27.7%)
指定都市	9 (45.0%)
市区町村(指定都市を除く)	255 (14.8%)
一部事務組合・広域連合	210 (13.9%)
	項目数:553項目
条例で開示する情報※ ¹	363 (65.6%)
条例で不開示とする情報※ ²	190 (34.4%)

【条例で開示する情報の主な例】

- ・公務員等の氏名に係る部分

【条例で不開示とする情報の主な例】

- ・情報公開条例の不開示情報を直接引用しているもの
- ・地方公共団体の要請を受けて公開しないことを条件として任意に提供された情報

※¹ 法で不開示情報として規定されているが、情報公開条例との整合性を確保するために条例で開示情報として定めているもの

※² 法で不開示情報として規定されていないが、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報で情報公開条例との整合性を確保するために条例で不開示情報として定めているもの

2. 個人情報保護法施行条例等に関する分析等の調査結果

③ 法施行条例等の規定に誤りや不備等がある事例

委員会は、各地方公共団体から令和5年度に届出のなされた全ての法施行条例等3,338条例について、外部業者に委託するなどして、法施行条例等の規定に誤りや不備等がある事例を抽出し、当該規定について詳細な分析を行った。

◆ 誤りや不備等のある規定の例

- 開示請求書等の任意記載事項について、法施行条例等において必須記載事項となっているため、当該記載事項の不記載をもって請求を拒否しないよう運用上の留意点を伝える必要がある例
 - 法施行条例等で定める開示決定等の期限等について、法と整合していない例
 - 開示請求について、法と異なる手続き（口頭による開示請求等）が可能となっている例
 - 法施行条例等で定める定義について、法と異なる定義となっている例
 - 個人情報の取扱いが不適正な場合に、自治体の事業者等に対する助言、勧告、資料提出要求等が可能となっている例
- そのほか、法と重複する内容が法施行条例等で定められている例など

◆ 誤りや不備等のある規定を有する団体への対応

「個人情報保護」と「データ流通」の両立のために、全国的な共通ルールを法で規定するとともに、法の解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みを整備し、その上で、地方公共団体の的確な運用を確保することとした、地方公共団体の個人情報保護制度の一元化の趣旨を踏まえ、以下のように対応する。

- 法施行条例等の規定の誤りや不備等について指摘する。
- 条例の内容に関わらず、法令に基づく個人情報の適正な取扱いを確保するよう促す。